

同時発表：九州運輸局

令和 7 年 1 0 月 2 日
総合政策局運輸審議会審理室

西日本鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃の 上限変更認可申請事案に関する公聴会の開催概要について

運輸審議会は、標記事案の審議に当たり実施することとしていた公聴会について、令和 7 年 1 1 月 2 0 日（木）に福岡県で公聴会を開催することを決定しました。

運輸審議会は、令和 7 年 9 月 2 4 日付けで国土交通大臣臨時代理国務大臣から諮問があった標記事案を審議するに当たり、一般公述人の様々な意見を聴いた上で判断を行うため、国土交通省設置法第 2 3 条の規定に基づき職権で公聴会を開催する旨を 9 月 2 5 日付けでお知らせしておりますが、このほど、その開催日程等の概要を決定するとともに、公述及び傍聴の申込み受付を開始しましたのでお知らせします。[資料 1](#)

なお、公聴会当日の進行予定及び取材要領は、令和 7 年 1 0 月下旬頃に改めてお知らせする予定です。

○運輸審議会について

運輸審議会は国家行政組織法第 8 条に規定する審議会で、個別法の規定に基づき、国土交通大臣の行う許認可等の個々の行政処分等の適否について諮問を受け、これに対して、公平な立場から各方面の意見を汲み上げ、公平かつ合理的な決定を行う常設の機関です。

公聴会は公開で行います。その他の審議は非公開で行いますが、配付資料及び議事概要は答申後、運輸審議会のウェブサイトにて公表予定です。

[運輸審議会における審議に関する問合せ先]

総合政策局運輸審議会審理室 増田 藤間

(直通) 03-5253-8810

[鉄道の旅客運賃の上限変更認可に関する問合せ先]

鉄道局鉄道事業課旅客輸送業務監理室 宮田 沖元

(代表) 03-5253-8111



西日本鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃の 上限変更認可申請事案に関する公聴会の開催概要

令和 7 年 9 月 24 日付けで国土交通大臣臨時代理国務大臣から諮問がありました
標記事案について、当審議会は、公聴会を下記のとおり開催することとしました。

記

1. 日時・場所

日時：令和 7 年 11 月 20 日（木） 午前 10 時 00 分から

場所：リファレンス大博多ビル貸会議室 11 階 1109 会議室
（福岡県福岡市博多区博多駅前 2 丁目 20-1）

2. 事案の要旨

事案番号：令 7 第 4003 号

事案の種類：鉄道の旅客運賃の上限変更認可

申請者：西日本鉄道株式会社

事案の内容：資料 2 参照

3. 開催内容（予定）

- ・申請者からの申請事案の内容の説明
- ・一般公述人による公述
- ・運輸審議会委員からの申請者に対する質問

※当日の進行予定は、令和 7 年 10 月下旬頃にお知らせする予定です。

4. 傍聴

- ・WEB 形式（Microsoft Teams）による傍聴が可能です。
- ・事前申し込みが必要です。（6. を参照してください。）

5. 公述の申出

- （1）公述しようとする方は、公述申込書（5.（2）を参照してください。）及び公述書（様式は任意ですが、できる限り日本産業規格 A4 用紙を使用してください。）各 1 部を期限までに以下宛先まで提出してください。

期限：令和 7 年 10 月 16 日（木）正午 必着

宛先：〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-1-1
中央合同庁舎第 4 号館 3 階 国土交通省運輸審議会

- (2) 公述申込書は、**別紙様式例**の裏面の注意事項をよくお読みになり、**別紙様式例**に従い、事案番号、事案の種類、事案の申請者、公述しようとする方の氏名（振り仮名を付してください。）、住所、職業、年令（法人・団体等の場合にあっては、その名称及び住所並びにその法人・団体等を代表して公述しようとする方の氏名（振り仮名を付してください。）、職名及び年令）及び事案に対する賛否並びに利害関係人にあっては利害関係を説明する事項を記載してください。また、自宅、勤務先等の連絡先電話番号を付記してください。
- (3) 公述は、公述書に記載されたところにしたがってこれをしなければならないと規定されておりますので、公述書には、公述しようとする方ごとに、その氏名及び公述しようとする内容を4,500文字以内で具体的に記載してください。
- (4) 議事の整理上、一般公述人の人数は10人以内とします。一般公述人は、公述の機会が各界各層になるべく公平となるよう、また、同種の意見が重複しないよう選定します。選定された方には、本人あて通知するとともに、その氏名等を令和7年10月下旬頃に運輸審議会のウェブサイトに掲載し、運輸審議会の掲示板に掲示する予定です。
(掲載予定 URL : https://www.mlit.go.jp/page/unyu00_hy_000041.html)
- (5) 1人の公述時間は15分以内を予定していますが、一般公述人の人数等により短くなる場合があります。また、所定の時間に収まらない場合は、途中で公述を終了する場合があります。
- (6) 公述人に選定された方は、公聴会開始時刻までに会場にお越しください。

6. 傍聴の申込み

- (1) 傍聴を希望される場合は、電子メールにて、申込みをする方の、[1]氏名（業務として傍聴する場合には所属先名称でも可）[2]住所（市区町村名まで）を記入のうえ、件名を「西日本鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃の上限変更認可申請事案に関する公聴会の傍聴申込」として、以下のメールアドレスまでお申し込みください。なお、通信状況によって映像・音声の乱れや一時的な停止があることを予めご了承ください。

期限：令和7年10月16日（木）正午 必着

送付先 hqt-since1949-unyushingikai@gxb.mlit.go.jp

- (2) 傍聴人数（アクセス可能端末数）は300人以内とし、申込み多数の場合は先着順とします。
- (3) 傍聴用 URL については、傍聴にあたってのご案内とともに、6.(1)の送信元メールアドレスへの返信の形で令和7年10月下旬頃にお知らせする予定です。その際、@ki.mlit.go.jp からのメールが受信可能となるような設定をお願いし

ます。なお、公聴会当日の傍聴（アクセス）の際には、お申込みの１つのメールアドレスあたり１端末限りとします。

7. 申請書その他の関係書類の閲覧

当該事案の申請書及びその他の関係書類については、令和７年１０月上旬頃から、公述申込書及び公述書（一般公述の申出があった場合に限る）については、令和７年１０月下旬頃から、それぞれ運輸審議会のウェブサイトに掲載予定です。

（掲載予定 URL : https://www.mlit.go.jp/page/unyu00_hy_000041.html）

8. 公聴会の運営

公聴会の運営は、運輸審議会一般規則によります。

※運輸審議会一般規則については以下のリンクを参照ください。

<https://laws.e-gov.go.jp/law/327M50000800008/>

9. 開催の取消

５（１）記載の期日までに一般公述の申出がなかった場合など、公聴会の開催を取り消す場合があります。その際には別途お知らせします。

10. 取材申込み方法

公聴会当日の取材要領については、令和７年１０月下旬に運輸審議会のウェブサイトに掲載する予定です。

11. その他

事案の詳細については、e-GOV パブリック・コメントに事業者から提出された認可申請書が掲載されておりますので以下のリンク先よりご参照ください。

（<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000299088>）

その他不明な点については、国土交通省総合政策局運輸審議会審理室（０３－５２５３－８８１０）にお問い合わせください。

○国土交通省告示第 4 号

運輸審議会一般規則（昭和 27 年運輸省令第 8 号）第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

令和 7 年 9 月 25 日

国土交通大臣臨時代理 国務大臣 坂井 学

事 案 番 号	令 7 第 4 0 0 3 号	
事案の種類	鉄道の旅客運賃の上限変更認可	
申請事業者	西日本鉄道株式会社	
事案の内容	すべての運賃は消費税及び地方消費税を含んだ額である。	
	1 鉄道の普通旅客運賃	
	現行の運賃の上限を次のとおり変更する。	
	(単位：円)	
	3 キロまで	180
	3 キロを超え 6 キロまで	240
	6 キロを超え 9 キロまで	300
	9 キロを超え 13 キロまで	360
	13 キロを超え 17 キロまで	420
	17 キロを超え 21 キロまで	480
	21 キロを超え 26 キロまで	540
	26 キロを超え 31 キロまで	600
	31 キロを超え 36 キロまで	660
36 キロを超え 41 キロまで	720	
41 キロを超え 46 キロまで	780	

46 キロを超え 51 キロまで	840
51 キロを超え 56 キロまで	900
56 キロを超え 61 キロまで	960
61 キロを超え 66 キロまで	1,020
66 キロを超え 71 キロまで	1,080
71 キロを超え 75 キロまで	1,140

2 鉄道の定期旅客運賃

現行の運賃の上限を次のとおり変更する。

通勤定期旅客運賃（1 か月）

（単位：円）

1 キロまで	6,950
1 キロを超え 2 キロまで	7,440
2 キロを超え 3 キロまで	7,930
3 キロを超え 4 キロまで	8,650
4 キロを超え 5 キロまで	9,370
5 キロを超え 6 キロまで	10,090
6 キロを超え 7 キロまで	10,690
7 キロを超え 8 キロまで	11,290
8 キロを超え 9 キロまで	11,890
9 キロを超え 10 キロまで	12,490
10 キロを超え 11 キロまで	13,090

	11 キロを超え 12 キロまで	13,690	
	12 キロを超え 13 キロまで	14,290	
	13 キロを超え 14 キロまで	14,890	
	14 キロを超え 15 キロまで	15,490	
	15 キロを超え 16 キロまで	16,090	
	16 キロを超え 17 キロまで	16,690	
	17 キロを超え 18 キロまで	17,290	
	18 キロを超え 19 キロまで	17,890	
	19 キロを超え 20 キロまで	18,490	
	20 キロを超え 21 キロまで	19,090	
	21 キロを超え 22 キロまで	19,690	
	22 キロを超え 23 キロまで	20,290	
	23 キロを超え 24 キロまで	20,890	
	24 キロを超え 25 キロまで	21,380	
	25 キロを超え 26 キロまで	21,870	
	26 キロを超え 27 キロまで	22,360	
	27 キロを超え 28 キロまで	22,850	
	28 キロを超え 29 キロまで	23,340	
	29 キロを超え 30 キロまで	23,830	

	30 キロを超え 31 キロまで	24, 320	
	31 キロを超え 32 キロまで	24, 810	
	32 キロを超え 33 キロまで	25, 170	
	33 キロを超え 34 キロまで	25, 530	
	34 キロを超え 35 キロまで	25, 890	
	35 キロを超え 36 キロまで	26, 250	
	36 キロを超え 37 キロまで	26, 610	
	37 キロを超え 38 キロまで	26, 970	
	38 キロを超え 39 キロまで	27, 330	
	39 キロを超え 40 キロまで	27, 690	
	40 キロを超え 41 キロまで	28, 050	
	41 キロを超え 42 キロまで	28, 410	
	42 キロを超え 43 キロまで	28, 770	
	43 キロを超え 44 キロまで	29, 130	
	44 キロを超え 45 キロまで	29, 490	
	45 キロを超え 46 キロまで	29, 850	
	46 キロを超え 47 キロまで	30, 210	
	47 キロを超え 48 キロまで	30, 570	
	48 キロを超え 49 キロまで	30, 930	

	49 キロを超え 50 キロまで	31,180	
	50 キロを超え 51 キロまで	31,430	
	51 キロを超え 52 キロまで	31,680	
	52 キロを超え 53 キロまで	31,930	
	53 キロを超え 54 キロまで	32,180	
	54 キロを超え 55 キロまで	32,430	
	55 キロを超え 56 キロまで	32,680	
	56 キロを超え 57 キロまで	32,930	
	57 キロを超え 58 キロまで	33,180	
	58 キロを超え 59 キロまで	33,390	
	59 キロを超え 60 キロまで	33,600	
	60 キロを超え 61 キロまで	33,810	
	61 キロを超え 62 キロまで	34,020	
	62 キロを超え 63 キロまで	34,230	
	63 キロを超え 64 キロまで	34,440	
	64 キロを超え 65 キロまで	34,650	
	65 キロを超え 66 キロまで	34,860	
	66 キロを超え 67 キロまで	35,070	
	67 キロを超え 68 キロまで	35,280	

68 キロを超え 69 キロまで	35,490
69 キロを超え 70 キロまで	35,590
70 キロを超え 71 キロまで	35,690
71 キロを超え 72 キロまで	35,790
72 キロを超え 73 キロまで	35,890
73 キロを超え 74 キロまで	35,990
74 キロを超え 75 キロまで	36,090

通学定期旅客運賃（1 か月）

（単位：円）

1 キロまで	2,250
1 キロを超え 2 キロまで	2,530
2 キロを超え 3 キロまで	2,810
3 キロを超え 4 キロまで	3,090
4 キロを超え 5 キロまで	3,370
5 キロを超え 6 キロまで	3,600
6 キロを超え 7 キロまで	3,830
7 キロを超え 8 キロまで	4,060
8 キロを超え 9 キロまで	4,290
9 キロを超え 10 キロまで	4,520
10 キロを超え 11 キロまで	4,750

	11 キロを超え 12 キロまで	4, 860	
	12 キロを超え 13 キロまで	4, 970	
	13 キロを超え 14 キロまで	5, 080	
	14 キロを超え 15 キロまで	5, 190	
	15 キロを超え 16 キロまで	5, 300	
	16 キロを超え 17 キロまで	5, 410	
	17 キロを超え 18 キロまで	5, 520	
	18 キロを超え 19 キロまで	5, 570	
	19 キロを超え 20 キロまで	5, 620	
	20 キロを超え 21 キロまで	5, 670	
	21 キロを超え 22 キロまで	5, 720	
	22 キロを超え 23 キロまで	5, 770	
	23 キロを超え 24 キロまで	5, 820	
	24 キロを超え 25 キロまで	5, 870	
	25 キロを超え 26 キロまで	5, 910	
	26 キロを超え 27 キロまで	5, 950	
	27 キロを超え 28 キロまで	5, 990	
	28 キロを超え 29 キロまで	6, 020	
	29 キロを超え 30 キロまで	6, 050	

	30 キロを超え 31 キロまで	6, 080	
	31 キロを超え 32 キロまで	6, 110	
	32 キロを超え 33 キロまで	6, 130	
	33 キロを超え 34 キロまで	6, 150	
	34 キロを超え 35 キロまで	6, 170	
	35 キロを超え 36 キロまで	6, 190	
	36 キロを超え 37 キロまで	6, 210	
	37 キロを超え 38 キロまで	6, 230	
	38 キロを超え 39 キロまで	6, 250	
	39 キロを超え 40 キロまで	6, 270	
	40 キロを超え 41 キロまで	6, 290	
	41 キロを超え 42 キロまで	6, 310	
	42 キロを超え 43 キロまで	6, 330	
	43 キロを超え 44 キロまで	6, 350	
	44 キロを超え 45 キロまで	6, 370	
	45 キロを超え 46 キロまで	6, 390	
	46 キロを超え 47 キロまで	6, 410	
	47 キロを超え 48 キロまで	6, 430	
	48 キロを超え 49 キロまで	6, 450	

	49 キロを超え 50 キロまで	6, 470	
	50 キロを超え 51 キロまで	6, 490	
	51 キロを超え 52 キロまで	6, 510	
	52 キロを超え 53 キロまで	6, 530	
	53 キロを超え 54 キロまで	6, 550	
	54 キロを超え 55 キロまで	6, 570	
	55 キロを超え 56 キロまで	6, 590	
	56 キロを超え 57 キロまで	6, 610	
	57 キロを超え 58 キロまで	6, 630	
	58 キロを超え 59 キロまで	6, 650	
	59 キロを超え 60 キロまで	6, 660	
	60 キロを超え 61 キロまで	6, 670	
	61 キロを超え 62 キロまで	6, 680	
	62 キロを超え 63 キロまで	6, 690	
	63 キロを超え 64 キロまで	6, 700	
	64 キロを超え 65 キロまで	6, 710	
	65 キロを超え 66 キロまで	6, 720	
	66 キロを超え 67 キロまで	6, 730	
	67 キロを超え 68 キロまで	6, 740	

	68 キロを超え 69 キロまで	6,750	
	69 キロを超え 70 キロまで	6,760	
	70 キロを超え 71 キロまで	6,770	
	71 キロを超え 72 キロまで	6,780	
	72 キロを超え 73 キロまで	6,790	
	73 キロを超え 74 キロまで	6,800	
	74 キロを超え 75 キロまで	6,810	

令和7年 月 日

運輸審議会
会長 堀川 義弘 殿

公 述 申 込 書

運輸審議会一般規則第35条の規定により、下記のとおり公述申込みを致します。

記

1 公述しようとする事案

事 案 番 号	令7第4003号
事 案 の 種 類	鉄道の旅客運賃の上限変更認可
事案の申請者	西日本鉄道株式会社

2 公述しようとする者 ※法人・団体等の記入方法は注意事項②参照

(ふりがな)	
氏 名	
(郵便番号)	〒
住 所	
職 業	
年 令	歳

3 事案に対する賛否 ※いずれかに○を付けて下さい

賛成 ・ 反対

4 利害関係を説明する事項 ※利害関係人のみ記入（注意事項③参照）

5 自宅、勤務先等の連絡先電話番号

公述申込みにあたっての注意事項

- ① 公述しようとする方は、公述申込書に、公述しようとする方の氏名及び公述しようとする内容を 4,500 文字以内で具体的に記載した公述書（様式は任意ですが、できる限り日本産業規格 A 4 用紙を使用してください。）を添付して提出期限までに以下宛先まで提出してください。

期限 令和 7 年 10 月 16 日（木）正午 必着

宛先 〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-1-1
中央合同庁舎第 4 号館 3 階 国土交通省運輸審議会

- ② 法人・団体等を代表して公述する場合には、「2 公述しようとする者」の氏名の欄に法人・団体等の名称及び代表して公述する者の氏名を、住所の欄に法人・団体等の所在地を、職業の欄に代表して公述する者の職名を、年令欄に代表して公述する者の年令をそれぞれ記載してください。また、自宅、勤務先等の連絡先電話番号を「5 自宅、勤務先等の連絡先電話番号」の欄に付記してください。
- ③ 「4 利害関係を説明する事項」は、運輸審議会一般規則第 5 条の各号のいずれかに該当する場合にのみ記入してください。なお、記入の際は、利害関係について具体的に記載してください（必要に応じ別紙への記入も可）。

○運輸審議会一般規則（昭和 27 年運輸省令第 8 号）（抄）

（利害関係人）

第 5 条 国土交通省設置法（平成 11 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 23 条の規定による利害関係人とは、当該事案に関し、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 許可、認可、特許、認定若しくは承認の申請者、同意を要する協議をした者又は審査請求をした者（以下「事案の申請者」という。）

二 事案において、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 4 号に規定する不利益処分（以下「不利益処分」という。）の名あて人となるべき者

三 事案の申請者と競争の関係にある者

四～五 （略）

六 前各号に掲げる者のほか、利用者その他の者のうち運輸審議会が当該事案に関し特に重大な利害関係を有すると認める者

- ④ 公述申込書及び公述書は、個人宅の住所、電話番号等を黒塗りした上で、令和 7 年 10 月下旬頃から運輸審議会公聴会のウェブサイトに掲載予定です（一般公述の申出があった場合に限りです）。
- ⑤ 議事の整理上、一般公述人の人数は 10 人以内とします。一般公述人は、公述の機会が各界各層になるべく公平となるよう、また、同種の意見が重複しないよう選定します。選定された方には、本人あて通知するとともに、その氏名等を令和 7 年 10 月下旬頃に運輸審議会ウェブサイトと運輸審議会掲示板に掲載・掲示する予定です。

⑥ 1人の公述時間は15分以内を予定していますが、一般公述人の人数等により短くなる場合があります。また、所定の時間に収まらない場合は、途中で公述を終了する場合があります。

⑦ 公述人に選定された方は、公聴会開始時刻までに会場にお越しください。